令和 2 年 (2020 年) 10 月 5 日 区 民 委 員 会 資 料 区 民 部 保 険 医 療 課

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方中野区民

2 事件の概要

相手方は、退職後の公的医療保険について、職場の健康保険に任意で継続加入するか、国民健康保険に加入するかを検討するため、区民部保険医療課の窓口において、国民健康保険に加入した場合の相手方の世帯の世帯員を含めた国民健康保険料の額の仮計算を求めたところ、担当した当該窓口業務等の受託事業者の職員が計算を誤り、本来よりも低い額を相手方に提示した。相手方は、当該提示を受けて、健康保険の継続加入はせずに、国民健康保険に加入したが、実際の国民健康保険料の額は、健康保険に継続加入した場合の保険料の額よりも高い額が賦課されており、また、健康保険の継続加入の申出期間も既に経過し、その手続もできなくなった。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事件により、相手方が被った損害95,742円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

- 4 和解(示談)成立の日令和2年(2020年)9月15日
- 5 区の賠償責任

本件事件は、窓口業務等の受託事業者の職員が国民健康保険料の仮計算を誤り 本来よりも低い額を提示し、相手方が国民健康保険に加入した結果、健康保険に 継続加入した場合の保険料よりも高い額の国民健康保険料が賦課され、健康保険 に継続加入することもできなくなったものであり、相手方が被った損害の全額に ついて、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事件による相手方の損害額は、国民健康保険の加入により賦課された国民健康保険料の額と相手方が退職前に加入していた健康保険に任意で継続加入した場合に納付すべき保険料の額との差額相当額の合計95,742円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

所属長から窓口業務等の受託事業者に対し再発防止策を講ずるよう指示し、当該受託事業者は、国民健康保険料の仮計算に当たり必要な事項について確認漏れが生じないよう仮計算事務処理手順及び仮計算用チェックシートを改定し、再発防止に努めることとした。